

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	6-14
処分の種類	指定調査機関に対する調査実施、改善命令			
根拠法令条例等・条項	土壌汚染対策法第36条第3項			
処分の概要	指定調査機関が土壌汚染状況調査等を行わず、又はその方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、土壌汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずるもの。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 土壌汚染対策法第36条 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、土壌汚染状況調査等を行わなければならない。</p> <p>2 指定調査機関は、公正に、かつ、第3条第1項及び第16条第1項の環境省令で定める方法により土壌汚染状況調査等を行わなければならない。</p> <p>3 環境大臣等は、前2項に規定する場合において、その指定に係る指定調査機関がその土壌汚染状況調査等を行わず、又はその方法が適当でないときは、当該指定調査機関に対し、その土壌汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠				